

草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 4 月定例会

(4 月 2 2 日開催)

草 津 市 教 育 委 員 会

出席委員	教 育 長	藤 田 雅 也
	委 員	稲 垣 明 美
	委 員	小 辻 寿 規
事務局出席者	教育部長	増 田 高 志
	教育部理事（学校教育担当）	菊 池 誠
	教育部副部長（総括）	田 中 三 男
	教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）	
	兼 スポーツ推進課長	宮 田 勝 一
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二 井 治 美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上 原 忠 士
	教育総務課長	吉 田 克 己
	生涯学習課長	上 原 香 織
	草津宿街道交流館長 兼 史跡草津宿本陣館長	八 杉 淳
	児童生徒支援課長	柴 原 力
	学校政策推進課長	杉 田 信 一
	教育総務課係長	永 田 厚 子

令和4年4月草津市教育委員会定例会会議録 次第

令和4年4月22日 午後3時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 3月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (8件)

議第15号 臨時代理につき承認を求めることについて

議第16号 臨時代理につき承認を求めることについて

議第17号 臨時代理につき承認を求めることについて

議第18号 臨時代理につき承認を求めることについて

議第19号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

議第20号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第21号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

議第22号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

報告事項 (5件)

(1) 令和4年度 定期監査の実施計画について

(2) 令和3年度 定期監査の結果について

(3) 青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱の制定について

(4) 草津市地域学校協働活動推進員委嘱について

(5) 寄付の受け入れ報告について

開会 午後３時００分

藤田教育長

ただいまから草津市教育委員会４月定例会を始めます。
議事にはいります。

なお、本日は松嶋委員及び我孫子委員から欠席届が出ております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項に基づきまして、教育長及び委員の合計の過半数が出席をしておりますことから、会議を開き議決する事ができますことを確認し、報告致します。

—————日程第１—————

日程第１「会期の決定」でございますが、本日１日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、４月定例会は本日１日限りいたします。

—————日程第２—————

日程第２「３月定例会会議録の承認について」でございますが、あらかじめ事務局から配布をされ、熟読をされていると思いますが御異議ございませんか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、３月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第３—————

日程第３「教育長報告」に移ります。
それでは私から諸般の報告をさせて頂きたいと思います。

まず、新年度を迎えまして教育長として2年目を迎える今年は、これまでも大切にして参りました学校教育と社会教育を両輪とした草津の教育改革に、職員と一致団結してチーム市教委で取り組んでいく考えでございます。

新年度にあたりまして、4月1日に市教委の管理職に対して訓示を行いました際に7つのキーワードをお示しいたしました。そして、管理職自らが率先垂範をしていくことが重要であるということをお話させて頂きました。まず、管理職の心構えといたしましては、1つ目は「挑戦」ということを掲げています。2つ目は、そのための「戦略」を立てる。3つ目には、現在取り組んでいる仕事の「根拠や成果」をしっかりと確認をすること。手段が目的化をしていないかという点も目標に重要であることを伝えております。その心構えをもとに具体的に進める際のポイントとして、4つ目には職員間での「情報共有」でございます。職員間でベクトルやマインドをしっかりと合わせていく。それを進めていくためには、5つ目「コミュニケーション」が重要になって参ります。そして6つ目は、他の課との「連携」。自分の課だけでは解決できない複合的な問題も今増えておりますので、他の課との連携が重要です。そして7つ目として、いろいろな取り組みを行っておりますが工夫して「発信」をする。良い取り組みであっても、伝わっていないと評価がされないということになります。この7つの言葉を大切にして、皆さんが主体的に働き、やりがいのある職場づくりを目指して欲しいとお願いをしたところでございます。

次に入学式でございますが、4月11日に小・中学校の入学式が行われました。私は志津南小学校と、母校であります松原中学校に行かせていただきました。今年度は市内で新小学1年生が1344名、新中学1年生が1193名の児童生徒が入学をされました。今現在、世界には戦争や紛争また貧困など様々な事情により、まともに教育を受けられない子どもたちが沢山いることを思いますと大変心苦しい思いになります。どこの国でも子どもたちは時代を担う宝でございます。特に少子高齢化が進む我が国においても、地域の将来を担う人材の育成は重要な課題の一つでございます。子どもたちに大きな期待や願いが寄せられているなか、教育に携わる

ものとして大きな役割を担っていることを改めて再認識し、学校現場、家庭、そして地域とが連携した教育、また人材育成の取り組みを進めていこうと改めて決意したところでございます。

次に4月12日には、令和4年度の学校教育フォーラムを開催いたしました。各委員さんにも御出席いただいたところでございますが、各小中学校教職員を対象に草津市が目指す教育について説明を行い、各課より事業内容についての紹介をしたところでございます。草津市が目指す教育について理解を深めていただいて、確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育てる取り組みを市教委が共に連携協力しながら進めて参りたいと考えております。

次に、4月20日に新堂中学校にて生徒会役員による全校朗読劇の収録が行われ、その様子を見学して参りました。新堂中学校では毎年道徳劇を行っておられ、今年度で11回目になるそうでございます。今年のテーマは「生きる喜び」でございました。それを劇として発表され、収録した映像を6月以降の道徳の授業で教材として活用される予定でございます。発表の後、生徒の皆さんからはやり遂げた達成感や、自己有用感がみなぎっているのを感じましたとともに、このような取り組みが今後も新堂中学校の文化として根づいて、活動が継続されていく事を大いに期待したところでございます。また今回学校現場を訪問いたしまして、昨今コロナ禍で様々な経験や体験また交流などが制限されている中でこのような経験を得る機会を、学校現場をはじめ地域でも創出することの重要性を改めて感じました。今年度から、市教委では学校での持続可能な社会に向けた人づくり、スクールESDくさつプロジェクトをモデル校においてスタートいたしました。この事業では、地域の課題に対し子どもたちが主体的に関わり行動することを目指しており、地域の方々とリアルな体験交流が進むことを期待しながら、教育活動の推進をさらに図って参りたいと考えております。

以上で私からの報告を終わらせて頂きます。それでは、各委員の皆様から、4月にございました教育全般に関する事項で御意見、御感想等をお願い致します。

私も4月11日の午前中は矢倉小学校入学式、午後は高穂中学校の入学式に参加させていただきました。天候に恵まれ、真新しい制服に身を包み、緊張の中にも喜びが全身から伝わってくるように思いました。どちらの学校も新しく着任された女性の校長先生で、大変意欲的で前向きな明るさとともに魅力を感じさせていただきました。式辞は大変わかりやすく、児童の皆さんにも理解できるお話をされていました。児童の皆さんにも響いた中身であったというふうに感じさせていただきました。児童生徒さんの歓迎の言葉も、自分の言葉で何も見ずにしっかりと、新1年生を見てお話しされていたのには感動いたしました。高穂中学校は新1年生が10クラス339名と、一つの学校ぐらいの大きな規模で驚きましたが、落ち着いた雰囲気が進められておりました。ただ矢倉小学校については、簡潔さを重視されたのかもしれませんが、今までいろいろな小学校訪問させていただいたなかで、少し違うかなという雰囲気を感じる印象も残りました。

4月12日は、令和4年度学校教育フォーラムに参加させていただきました。昨年同様オンラインでしたが、教育長のお話をはじめ、各課より今年度の方向性を伺うことができました。各小学校の先生方の受けとめ方の様子を知ることができませんでしたが、熱意を感じさせて頂きました。

4月13日は、滋賀県の教育行政重点施策説明会に参加させていただき、6つのポイントを聞いて参りました。ア、子ども一人一人の学びの最適化、イ、副籍の制度化、ウ、笑顔あふれる学校づくり、笑顔あふれるとは、休みやすい職場環境、多様な人々が学校に関わること、地域との関わりということもおっしゃっておられました。エ、困難な環境にある子どもたちの学びの支援。キーワードとしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対応支援、外国人児童生徒の学びの支援という事もおっしゃっておられました。オ、図書館を生かしたまちづくり。図書館を起点としたまちづくりの推進ということもおっしゃっておりました。カ、管理運営ということで6つのポイントでお話されていました。後半は講演で放送大学の中川和文先生のお話で、学校におけるタブレット端末の効果的な活用と学びの質的な向上という事でお話をいただきました。オンラインでした

が、資料も準備していただいて大変わかりやすいお話でした。キーワードしかお話できませんけれども、ICTはラストアイテムであり、ICT環境は鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていくように、是非、整備を推進してください。慣れる事が大事であるというお話、それから、個別指導と協働学習ということをおっしゃっていました。個別指導学習では、「全員が出して、全員が片付けることで良いのか」、「自由に出し入れする活用・選択の判断を子どもに委ねる」、この二極化が進んでいるというお話だったと思います。全員が出して、全員が片付けましょうは、草津はもう乗り越えていると思います。次は必要なときに出して学習できるというところに、重点をおきなさいということをおっしゃっていたように思います。それが全国では二極化していることに、一つのシグナルを出されているのかなと思いました。それから協働学習ということで、子ども一人一人が自分のペースを大切にしながら、協働で作成・編集等を行う活動が多様な意見を出し合って、合意形成を図るような協働的な学びも発展させて欲しい、という事をお話されていました。個別的学習においては孤立した学びに陥らないように、協働的な学びにおいては集団の中で個々が埋没してしまうことがないように、どこかの学校の実践を通して話しされていたように思うのですが、草津市もこういう方向でこれから進んでいくのかなと考えておりました。ESD、総合的な学習が足元になるということは、協働的な学びでいかにICTをこれから活用されていく事が大事かという事に繋がるかなというような感想を持ちました。以上でございます。

小辻委員

私は草津第二小学校の入学式に参加させて頂きました。

草津第二小学校の歴史や今度の50周年の際にこんな事をやっていこうという見分を含めてお話をしていただきました。校長先生も生徒さんも地域のことを含めて色々と勉強されておられ、今後コミュニティスクールを進めていくこととなりますが、それに向けてもしっかり準備をされていることを感じました。そして、卒業生である地域住民の方々も草津第二小学校に強い思いをもって関わっていただいていること

の実情を知ることが出来て良かったと思っています。少し校長先生とお話しさせていただきましたが、校長室に飾られている歴代校長の写真が部屋の隅のぎりぎりまで飾られており、今の校長先生の写真を飾る場所がないという状況が発生していました。今後、50年100年続いていく歴史の中で、どういう風に先人の先生達が残してこられたのか、アーカイブしていくのか、ただ写真を並べていくだけではなく、ひとつの歴史として考えていかないといけないと思いました。子どもたちに私の方から少しお話をさせていただきました。特に小学校1年生にお伝えしたことは、どんどんと様々なことにチャレンジしていただきたいという事です。学びがきっと皆さんのこれからの人生に、夢に繋がっていく時のツールになりますという話をさせていただきました。どこまで伝わったのか、もしかしたら子どもたちに申し訳なかったなと思う面もありますが、非常にまじめに聞いていただき感謝しております。

続きまして、滋賀県の令和4年度教育行政重点施策説明会に参加させていただきました。稲垣委員の方からも御説明いただきましたので、詳細については割愛させていただきますが、一番気になったのは「ヤングケアラー」の件でした。

他市町の教育長さんの意見ですが、教師の立場から考えて、何がヤングケアラーであって、何がヤングケアラーでないのか基準を明確に決めていただきたいという御意見もありました。その一方で、私自身もヤングケアラーの経験がありますが、何時間介護をすればヤングケアラーである、それより30分足りなければケアラーではないみたいなことが場合によっては起きかねない。そういう事ではないと思います。ヤングケアラーについて、最近当事者等とも話す機会がありましたが、私が一番恐れている事は、この言葉がヤングケアラーのいる家庭の家族やケアを必要とされている方に対して攻撃する言葉になっているのではないかということを感じております。「私はヤングケアラーです」と言うだけで、家族に対する攻撃になるのではないかと、非常に危惧されている児童生徒もおられるという事です。私は当然そうなって欲しくないと思っていますし、我々は介護や兄弟の世話等のいろいろなものを含めて、包括的に考えていく必要があります。そ

の人の言葉、その人の責任、自己責任や家族の責任にしていくものではないと思っています。今後、滋賀県でもヤングケアラー対策を進めていくと聞きましたが、あくまでも家族に対する攻撃ではなく包摂であるという視点を強く持って頂きたいと思って聞いておりました。

続きまして、FMくさつの放送で草津宿本陣の歴史資料調査の完了や、草津宿場まつりの開催の案内を拝聴しました。1万3254件という多くの資料を学芸員さんが調べられたそうで、非常にありがたく思います。その成果等については、今後見させていただきたいなと思います。草津宿場まつりは4月24日に開催となります。市民の皆さんに歴史や文化を知っていただける機会に繋がればという思いでラジオを聞いておりました。立命館大学の方でも、学生を含めて草津の教育の様々な事に関わらせていただき、コラボレーションをさせていただければと思っております。手前みそではありますが、このたび草津ブランド推進協議会さんと連携させていただき、学生たちが草津ブランドをまとめたPR冊子を作製しました。この冊子を市内の小学6年生に配布していただけると聞いております。是非、草津の子どもたちにも草津ブランドの魅力を知っていただければと思います。今後も大学の学生と市内の児童とのコミュニケーションの場を作っていければと思っており、お力を貸していただければ幸いです。以上になります。

藤田教育長

ありがとうございました。

それでは教育長報告は以上で終わらせて頂きます。

—————日程第4—————

次に日程第4「付議事項」に移ります。

まず、議第15号の「臨時代理につき承認を求めることについて」でございますが、この議案は人事案件でありますことから、会議を公開しないこととすべきであると思っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他事件について、教育長又は委員の発言より、出席

者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないこととできる」となっておりますので、この規定に基づきお諮りをしたいと思います。議第15号を公開しない事とすることについて、御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。よって、議第15号につきましては、公開しないことといたします。この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行う事といたします。

次に議第16号「臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは議第16号、「臨時代理の承認を求めること」について、教育総務課の吉田が御説明申し上げます。議案書は7ページから19ページでございます。まず9ページをお願いいたします。去る4月1日付で教育委員会所管に属する職員の人事異動を行うにあたり、委員会の会議を招集する時間的な暇がございました。草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。11ページから17ページが主に行政職員の人事異動でございまして、11ページ上段から部長級職員が3名、副部長級職員が4名、課長級職員が14名、続いて12ページ中段から課長補佐級職員が14名、以下記載のとおりとなっております。次に16ページが新規採用職員でございますが5名となっております。次の17ページが退職者でございますが2名となっております。続く18ページが滋賀県教育委員会の人事異動でございます。県教育委員会から草津市教育委員会への異動者が9名、県教育委員会への復帰が10名となっております。以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。では本議案につきまして、御異議はございませんか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、議第 16 号は承認されたものと認めます。

次に議第 17 号「臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第 17 号臨時代理の承認を求める事について、教育総務課の吉田が御説明申し上げます。議案書は 21 ページから 30 ページでございます。まず 23 ページをお願い致します。このたび、草津市教育委員会事務局の組織の改編を行うにあたりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございました。草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告しその承認を求めるものでございます。24 ページ、25 ページが改正分、26 ページから 30 ページが新旧対照表でございまして、内容は組織改編によりスポーツ保健課の業務を学校教育課、教育総務課、及び新設のスポーツ推進課へ移管するものでございます。また、効率的かつ効果的な業務推進のため、学校教育課と学校政策推進課の間で担当業務を一部移管するものでございます。さらに、事業の完了した項目について削除させていただくものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

藤田教育長

それでは説明ありました事につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では本議案につきまして御異議ございませんか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、議第 17 号は承認されたものと認めます。

次に、議第 18 号「臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第 18 号「臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。議案書は 31 ページから 37 ページでございます。まず 33 ページをお願いいたします。このたび、草津市教育委員会事務決裁規程の改正を行うにあたりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでした。草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきますましたので、本委員会に報告しその承認を求めるものでございます。34 ページ、35 ページが改正文、36 ページ、37 ページが新旧対照表でございます。内容については議第 17 号でも触れました組織改編により、スポーツ保健課をスポーツ推進課へ名称を変更することに伴う改正を行いました。また、共通決裁項目のうち補助金等の交付申請実績報告の合議先について、草津市事務決裁規程との整合を図るための改正を行いました。さらに、歴史文化財課の発掘調査等業務の効率化のため、決裁区分の改正を行いました。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願い致します。

本議案につきまして御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議がないようですので、議第 18 号は原案通り承認されたものと認めます。

次に、議第 19 号「草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

議第 19 号草津教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案につき議決を求めることについて生涯学習課の上原が御説明を申し上げます。議案書は 39 ページから 42 ページでございます。文化振興計画に基づく重点プロジェクト

の検討、施策評価について集中的な議論を行うため計画策定後、平成30年に重点プロジェクト検討部会、政策評価部会を設置いたしました。また、令和3年度に草津市文化芸術機能等施設整備基本計画の見直しが必要となり、新たに文化芸術機能等検討部会を設置いたしました。これら3つの部会がそれぞれ役目を終え、廃止させていただくため、規則の一部改正を行うものでございます。それでは、41ページの新旧対照表を御覧ください。まず、第9条についてでございますが、部会の設置根拠となる規定でございます。教育委員会で部会を設置しているのが、草津市文化振興審議会のみであることから、同審議会の部会廃止に伴い同条を削除いたします。これに伴い、第10条を第9条に第11条を第10条といたします。次に別表第2についてでございますが、文化芸術機能等検討部会の任期に係る規定部分につきまして、同部会を廃止するため削除させていただきます。次に別表第3についてですが、こちらも同文化芸術機能等検討部会に係る定数と議決の方法についての部分を削除させていただきます。42ページに移りまして、別表第4についてですが、重点プロジェクト検討部会、政策評価部会と文化芸術機能等検討部会を廃止するため表全体を削除いたします。なお、本規則の施行日は公布の日でございます。以上、簡単ではございますがよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本原案につきまして御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、議第19号は原案通り可決されたものと認めます。

次に、議第20号「草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。

教育部副部長

議第20号「草津市小・中学校結核対策委員の委嘱につき

(学校教育担当) 兼
学校教育課長

議決を求めることについて」学校教育課の上原が御説明申し上げます。議案書は４３ページから４５ページでございます。草津市小・中学校結核対策委員会につきましては、４５ページでございますとおり、草津市附属機関設置条例において、小中学校の結核管理方針について、調査審議する附属機関として定数を４名以内と定め草津市教育委員附属機関運営規則におきまして委員資格者を保健医療関係者、学校教育関係者、関係行政機関の職員とし、任期を委嘱の日からその年度の末日と定めているところでございます。このたび、４４ページの４名を令和４年５月１日から令和５年３月３１日まで委嘱することにつき、お諮りするものでございます。以上、誠に簡単ではございますが当該議案の説明とさせていただきます。御審議賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

本原案につきまして御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、議第２０号は原案通り可決されたものと認めます。

次に、議第２１号「草津市教育支援委員会委員の委嘱及び任命につき議決を求めることについて」審議をいたします。事務局の説明を求めます。

児童生徒支援課長

議第２１号「草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」児童生徒支援課の柴原が御説明申し上げます。議案書は４７ページから４９ページでございます。草津市教育支援委員会では、就学に係る障害児童生徒の障害の種類と程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援のあり方や好ましい就学先を明らかにして、草津市教育委員会に審議結果を送信いたします。任期は令和４年５月１日から令和５年３月３１日までとしております。以上、誠に簡単ではございますが御審議賜りますようよろしく

	お願い申し上げます。
藤田教育長	ではただ今の説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。
小辻委員	委員の方々の話ではないのですが、委員は30名おられますが委員の皆さんの参加率はどうでしょうか。日程調整するのも大変かなと思うのですがいかがでしょうか。
児童生徒支援課長	年間12回程お集まりいただくなかで、欠席の方もおられるものの、大半の方に御出席いただいていると認識しております。
小辻委員	ありがとうございます。他の自治体を調べていると、欠席が多いところもあると聞いておりますので、大半の方が出席いただいているのはありがたいです。オンライン等のやり方であれば参加ができるという状況であるならば、そういうことも含めて考えていただけると幸いです。
藤田教育長	他よろしいでしょうか。 それでは本原案につきまして御異議はございませんでしょうか。 — 異議なし — 異議がないようでございますので、議第21号は原案通り可決されたものと認めます。 次に、議第22号「草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。
学校政策推進課長	議第22号「草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」学校政策推進課の杉田が御説明申し上げます。議案書の51ページから56ページにかけて御覧ください。学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置するも

	ので、学校、保護者及び地域の住民の組織かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的としています。委員の委嘱及び任命については、草津市学校運営規則第6条で「協議会の委員は次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する」また、同条第2項において「教育委員会は全校に規定する委員の委嘱又は任命について、あらかじめ対象学校の校長から意見を聞くものとする」と定められています。このたび、各校長から意見を聞き6小学校と2中学校の計8校から委員名簿の提出があったことから、名簿のとおり82名の委員の委嘱及び任命する事についてお諮りするものです。任期は令和4年4月22日から令和5年3月31日までとなります。なお、今回提出のなかった12校につきましては、5月の定例教育委員会でお諮りします。誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。
藤田教育長	ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
小辻委員	今回提出されていない学校については、調整に手間取っておられるということでしょうか。
学校政策推進課長	毎年4月、5月に設けさせていただいておりますが、毎年4月すぐに行う学校と、5月に行う学校が混在しているのが現状で、私も現場にいさせていただきましたが、昨年度に引き続き行っただけの場合もありますし、新たに違う方をお願いする場合もございます。提出期限は4月19日とさせていただいているところですが、年度初めということもあって間に合わずに、5月になるところが多いという現状になっております。
小辻委員	形式的には問題なく、早く出したいところは提出していただいているというお話でしょうか。
学校政策推進課長	そうです。早く対応いただいて4月に委嘱できる学校もあ

藤田教育長

ります。

ほかよろしいでしょうか。

では本原案につきまして御異議ございませんか。

— 異議なし —

異議がないようでございますので、議第22号は原案通り可決されたものと認めます。

————— 日程第5 —————

それでは日程第5「報告事項」に入ります。事務局より順次報告をお願いいたします。

教育総務課長

それではまず報告事項1「令和4年度定期監査の実施計画について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

資料は59ページから62ページになります。59ページをお願いいたします。まず、監査の基本方針でございますが、令和3年度から第6次草津市総合計画がスタートし、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が低迷する厳しい財政状況下において、収支の均衡をはかりながら着実な事業推進が求められている中において、公正不偏の立場から、法令を遵守しているか、最小の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているか、市民福祉の増進にどのように役立っているかという視点から監査を実施されるものでございます。60ページの各種監査等の実施方針でございますが、こちらで教育委員会に関わる部分につきましては、(1)の定期監査でございます。定期監査につきましては、基本的には前年度の事務及び事業を対象として実施されるものでございます。具体的な監査の計画につきましては、62ページの令和4年度の監査等実施計画表のとおり、教育委員会の定期監査につきましては、4月と5月に計画表に記載の小・中学校とこども園が、12月に生涯学習課、スポーツ推進課、1月に学校給食センター、学校教育課、図書館が対象になっております。令和4年度定期監査の実施計画につ

いては以上でございます。

次に、報告事項2「令和3年度定期監査の実施結果について」でございます。報告書は63ページからでございます。

去る、3月25日付で草津市監査委員から定期監査結果報告の結果について公表されました。教育委員会事務局では記載の3所属を対象にそれぞれ監査が実施されたところ、いずれの所属も意見、指摘事項はございませんでした。令和3年度定期監査の結果については以上でございます。

草津宿街道交流館長
兼史跡草津宿本陣館長

続きまして、報告事項3につきまして草津宿街道交流館の八杉が御報告申し上げます。報告書の67ページ、68ページでございます。江戸時代から草津の名産として知られております青花紙の生産農家が減少しており、危機的な状況にあることから、令和元年6月に青花紙保存継承懇話会を設け、製造の継承について意見を求めて検討して参りましたが、このほど有志によりまして、青花紙製造技術保存会が立ち上がり活動を始められました。このことにより、青花紙の製造技術の継承・継続が可能な状況になったと考えますので、この開催要綱を廃止するものでございます。以上でございます。

生涯学習課長

報告事項の4「草津市地域学校協働活動推進員の委嘱」につきまして生涯学習課の上原が御説明申し上げます。報告書の69ページを御覧ください。本市では平成10年度より地域協働合校推進事業を実施し、平成27年度からは7校の小学校において、平成28年度からは市内14校すべての小学校において地域コーディネーターを配置したところでございます。平成29年3月の社会教育法の改正により、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備がなされたことから、平成31年4月1日より地域コーディネーターを法律に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱をしております。今年度につきましても、各学校長から推薦いただいた方々19名につきまして委嘱するものでございます。なお、各校の実情によりまして、1校で2人、3人体制のところもございます。また、今年度よりスタートいたしますスクールESDくさつ推進事業において、小学校は老上小学校と常盤小学校

の2校、また中学校は松原中学校の1校をモデル校といたしますことから、松原中学校に1名の地域コーディネーターを新たに設置し、小学校14校と中学校1校、合わせて19名の委嘱となっております。以上、簡単ではございますが報告させていただきます。

教育総務課長

続きまして報告事項5「寄付の受け入れ報告について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。報告書は71ページでございます。表の上段から順に老上中学校PTA連絡協議会様、パナソニック株式会社様、志津小学校PTA様、第一生命保険株式会社様、大和ハウス工業株式会社様、株式会社京都銀行様から、それぞれ寄付品目記載のものを寄付いただきました。寄付受け入れ報告については以上でございます。

藤田教育長

ただいま5件の報告事項がございましたが、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願い致します。

稲垣委員

報告4で、地域コーディネーターの仕事は何でしょうか。

生涯学習課長

まず、学校のニーズを把握していただき、また地域の実情などを見ていただきながら、学校の教育とのマッチング、人材の発掘、また地域資源の活用等を先生方と共に検討していただき、その学びを地域に還元していくときの橋渡しをしていただく役目を担っていただいております。

稲垣委員

放課後の支援員さんや健康推進員さんは、自分の分野にはすごく長けておられると思いますが、地域の資源発掘となると、大変難しいものだと思います。私はなかなか上手くできなかった思いがあります。教育へのアシストはできても、資源発掘も大切なことだと思いますし、地域協働合校の中には地域の有名な方が中心になって動いておられる場合もあります。そういった方と連携されているのだらうと思いますが、学校によって人数にバラつきもあるし、運営方法について難しさはあるのではと常々思っていました。学校も負担だらうし、これを任されたコーディネーターさんも負担だらうし、上手く事業が回らないと意味がないと思います。そのこと

を大変懸念しています。本当に地域人材の発掘は大事だと思います。地域に子どもが帰って来ないといけないし、地域の魅力に浸ってくれないと全部どこかに行ってしまいますので、すごく大事な事ですね。すごく地味であるけれど、ものすごく難しさも含んでいる気がしますので、教育委員会としてバックアップしていくだろうと思いますが、表面だけ見て言ってしまうちょっと失礼ではありますが、すごく心配するところであります。

生涯学習課長

今おっしゃっていただきましたとおり、これからの非常に大きな課題だと捉えております。今の実情といたしましては、学校長の推薦ということで学校の中で活動していただく事を前提に、学校の授業内容等を把握した方や、学校の授業を運営するのに適した人材の方を御推薦いただいている面もあるかと思っております。ただ今後、学校運営協議会との連携や推進組織体制の強化も図って参りたいと考えておりますので、その橋渡し役として地域と繋がっていただきながら、活動くださるコーディネーターさんの育成等について、生涯学習課としても努力していきたいと考えております。

小辻委員

稲垣先生のお話は非常に重要ですね。学校によってばらつきがあるのが非常に気になる点ではあります。そのような事に優れた方が3名おられる学校と1名の学校では、そこで紹介できる人が変わってくるはずです。大事な事ですが、例えば同じ学校で同じような肩書の方がコーディネーターだったとします。多彩で多様な肩書のコーディネーターが入っているのとは違い、そこで新しい繋がりが生まれるとは思いません。1つの仕事を3名で分けているようにしか見えないというところがあると思います。学校がどういうところに繋がりを求めるかということですが、地域内で色々と活動されている方や、地域外も含めて活動をされている地域の住民の方というのが沢山いて、我々や地域住民の中で見えている人だけではなくて、ちょっと見えづらいけれど、実は地域の中におられる素晴らしい人材にもコミットしていくということが狙っていくべきところであり、地域コーディネーターが担っていることなのかなと思います。

あとは今出てくる方々は学校周辺に詳しい方しか出てこないように思います。もう少し広域的な繋がりがある方々にも入っていただくことによって、いろいろなことが見えてくるのではないかと、地域に詳しい人と広域に繋がりのある人に入っていただく、どのような役割で入っていただくコーディネーターなのか、サブ的な役割なのかアドバイザー的な役割なのか、そのような事も含めて行っていく方が良いと思います。もし学校が広域的な繋がりのある人を御存知ないのであれば、教育委員会から紹介する、例えばA学校区域内の地域住民だけではなく、他の学校区の住民といった総合的に様々な人を紹介するということを教育委員会としてサポートできないかなと思っていました。どうしても学校の先生とお話をしていると、地域の団体や支援組織の方、商店街の方、そういった方々との繋がりには重きを置かれていますが、より草津が全国的に先進的な事例となるためにも検討いただくと良いのではないかと思います。以上です。

生涯学習課長

今後の課題として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

藤田教育長

他はよろしいでございますか。

今の御意見等は今後のスクールE S Dの部分でも非常に重要なポイントなってくると思いますので、しっかりと検証していくことは大事だと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは報告事項については以上で終わらせて頂きます。

これをもちまして、4月の定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後4時30分